

入院時食事療養費

1. 入院期間中の食事の費用は、健康保険から支給される入院時食事療養費と入院患者様が支払う標準負担額で賄われます。入院時食事療養費の額は、厚生労働大臣が定める基準にしたがって算出した額から平均的な家計における食事を勘案して厚生労働大臣が定める標準負担額を控除した額となっています。

厚生労働大臣の算出基準による食事療養費

I

平均的な家計の食費と比較した標準負担額

II

入院時食事療養費



入院時食事療養費は、療養費となっていますが、保険者が被保険者に代わって医療機関にその費用を直接支払う事となっており、患者様は標準負担額だけを支払う事になります。

2. 標準負担額は、平均的な家計の食費を勘案して厚生労働大臣が定める事となっています。また、住民税非課税世帯と標準負担額の減額を受けなければ生活保護法の要保護者となる世帯（以下、低所得世帯という）の人及び市町村民税の非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たさない方（70歳以上の高齢受給者に限る。）については、病院受付にお尋ね下さい。

また、標準負担額など食事療養費に要した自己負担額については、高額療養費の対象から除外される事となっています。なお、1日の標準負担額は、3食に相当する額を限度とします。

入院時生活療養費

介護保険との均衡の観点から、療養病床に入院する65歳以上の者の生活療養（食事療養並びに温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養をいう。）に要した費用について、保険給付として入院時生活療養費を支給される事となりました。入院時生活療養費の額は、生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して算定した額から、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況等を勘案して厚生労働大臣の定める生活療養標準負担額（所得の状況（※1）、病状の程度、治療の内容（※2）その他の状況をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に軽減して定める額）を控除した額となっています。

被扶養者の入院時生活療養にかかる給付は、家族療養費として給付が行われます。

厚生労働大臣の算出基準による生活療養費

I

平均的な家計の食費、居住費等と比較した標準負担額

II

入院時生活療養費

※1 所得の状況をしん酌して負担額が軽減される者

低所得者Ⅱ（住民税非課税世帯）

低所得者Ⅰ（年金額80万円以下等）

※2 病状の程度、治療の内容をしん酌して負担額が軽減される者

入院医療の必要性の高い患者（*）の負担については、現行の入院時食事療養費と同額の負担になります。（居住費の負担はありません。）

⑨ = ● 診療報酬上の医療区分2または3の患者

● 回復期リハビリテーション病棟入院基本料を算定する患者 等

